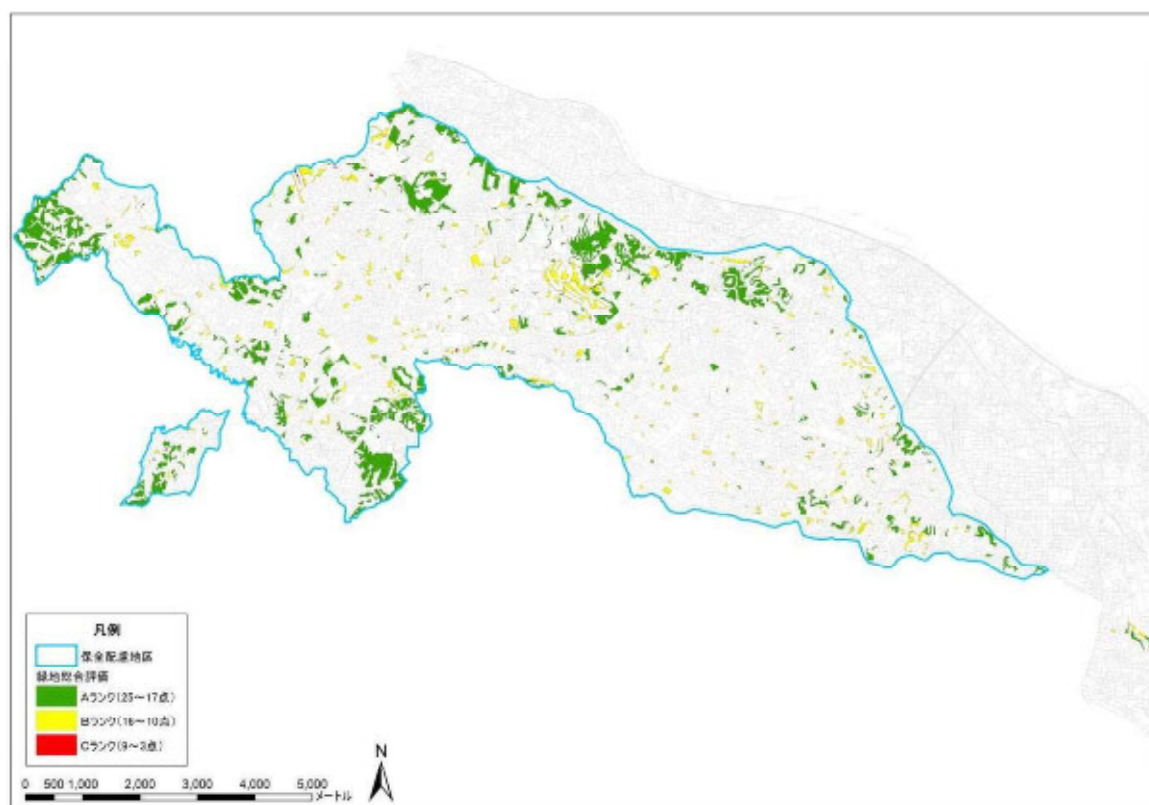


実施施策 10 多様な機能を発揮する樹林地の保全

樹林地の保全にあたっては、客観的な評価のもとに優先的に保全すべき樹林地を見極める必要があります。そこで、本市では1,000㎡以上の樹林地を対象に、その態様や機能、植生などの項目について調査を行い、「緑地総合評価」により整理・評価したデータを「緑地保全カルテ」に取りまとめています。そして、このカルテをもとに樹林地のランク分けを行い、優先度を判断しながら保全の取組を講じています。

さらに、樹林地の保全を優先的に進める「保全配慮地区」においては、保全を進める上で地権者の理解と協力を得る必要があります。そのためには、土地利用の規制が弱い保全施策をきっかけに、保全制度の理解が深まった場合には、樹林地を恒久的に保全できる制度へと移行するなど、地権者への理解促進に努めながら、段階に応じたさまざまな施策を推進します。



緑地評価の区分

1,000㎡以上の樹林地を自然的条件（植生・規模・土地利用・動植物情報）、社会的条件（歴史文化・眺望景観・レクリエーション）、計画条件（上位計画・市民要望・市民活動）により3段階の評価を行っています。緑地保全施策は、この3段階の評価により地権者の理解と協力を得ながらさまざまな施策を講じています。

A ランク：優先的に保全を図るべき緑地 B ランク：保全すべき緑地 C ランク：保全対象の緑地

図 3-27 緑地総合評価における評価区分図

■特別緑地保全地区の指定拡大

風致や景観に優れ、動植物の生息・生育地として保全する必要がある樹林地については、都市緑地法による「特別緑地保全地区」の指定に向け、地権者への制度の普及・理解促進と

良好な協力関係の創出に努めます。加えて、多様な主体との連携により、地権者が特別緑地保全地区を保持し続けられるような手法を検討します。

■緑の保全地域の指定拡大

市民生活の良好な環境の確保に寄与すると認められる樹林地や、水辺地と一体になった樹林地等については、緑の条例で定める「緑の保全地域」の指定に向け、地権者への制度の普及・理解促進と良好な協力関係の創出に努めます。

■緑地保全協定の締結拡大

緑地保全協定は、「川崎市緑地保全事業要綱」により、地権者と一定の期間について樹林地保全の協定を締結する制度です。この制度は、樹林地の保全制度を地権者の方々に理解をしていただく第一歩として有効であることから、地権者に対して樹林地の保全意識の向上・普及を進め、樹林地保全を支える基礎的制度として協定締結の拡大に努めます。

■ふれあいの森（市民緑地）の保存契約の推進

樹林地の保全を進めるとともに市民に身近な自然に親しんでもらうことを目的に、「ふれあいの森」の設置や、都市緑地法による「市民緑地制度」の活用を検討を進めます。

■樹林地保全における協働の取組の拡大

民間の地権者が所有する樹林地の保全を進めていくためには、樹林地の存する地域の情報に精通する市民及び活動団体の協力が欠かせないことから、関係者との意見交換等を通じて、樹林地保全に関する市民等の主体的取組の把握に努めたり、地域における土地利用の動向に関する情報提供を受けたりするなど、多様な主体が協働できる保全の取組の拡大を図ります。

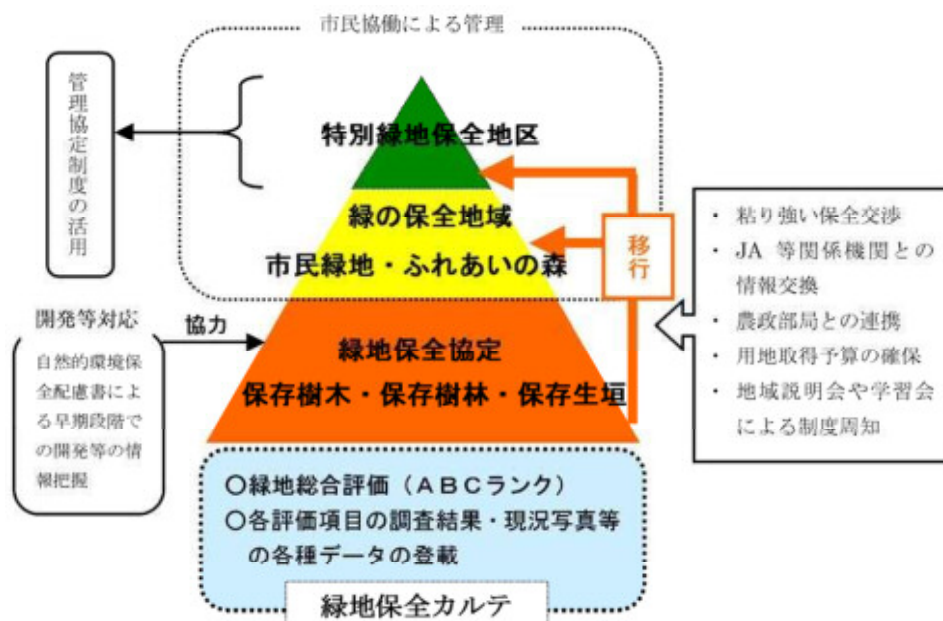


図 3-28 川崎方式による樹林地の保全施策の推進

表 3-12 川崎市の緑地保全制度

種 類 根拠法令等	対 象	行為の制限等	優遇措置等
特別緑地保全地区 ・都市緑地法 第12条 ・都市計画法 第8条	風致や景観に優れ、動植物の生息地として保全する必要がある緑地などで、緑地総合評価のAランクを基本とし、かつ概ね0.3ha以上の規模のまとまりのある緑地を対象としている。 <u>Aランクについて</u> ・市街化区域の概ね0.1ha以上0.3ha未満の樹林地であっても、地元要望があり、かつ市民による保全管理が確実に図られる樹林地 ・市街化区域の概ね0.1ha以上0.3ha未満の樹林地であっても、公園・緑地に隣接し、一体となって0.3ha以上となる樹林地 <u>Bランクについて</u> ・多摩丘陵軸及び多摩川崖線軸内の概ね0.3ha以上の樹林地	あらかじめ市長の許可が必要な行為 (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取等の土地の形質の変更 (3) 木竹の伐採	・相続税が8割評価減 ・固定資産税が最高1/2の評価減 ・譲渡所得には2,000万円の控除が適用 ・（固定資産税＋都市計画税）×1.5の算出金額を助成 ・神奈川県から自然保護奨励金を助成（面積1.0ha以上）
緑の保全地域 ・緑の条例 第10条	市民生活の良好な環境の確保に寄与すると認められる豊かな林相、水辺地等と一体になった緑地などで、緑地総合評価がA・B・Cランクを基本とし、概ね0.1ha以上のまとまりを持った緑地を対象としている。	あらかじめ市長に届出が必要な主な行為 (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (2) 宅地の造成、土石の採取又はたい積その他の土地の形質の変更 (3) 木竹の伐採又は移植	・（固定資産税＋都市計画税）×1.5の算出金額を助成
緑地保全協定 ・緑地保全事業要綱	良好な自然の存する地域で、緑地総合評価のA・B・Cランクとし、概ね0.1ha以上で固定資産税課税台帳の課税地目が「山林」「原野」「保安林」「池沼」の緑地を対象としている。	現況変更をしようとするときは届出が必要	・（固定資産税＋都市計画税）×1.1の算出金額を助成（助成・協定期間5年）
ふれあいの森（市民緑地） ・ふれあいの森設置事業要綱（都市緑地法第55条）	300㎡以上の樹林地について土地所有者の理解と協力を得て借り受け、散策路や休息エリアなどを整備し、レクリエーション活動や自然観察などの場としての活用を促進するもの。	契約期間中の土地利用は不可	・有償借地の場合は、固定資産税課税評価額を基に借地料を算出し、1年ごとに契約 ・無償借地の場合は、契約地の固定資産税及び都市計画税が免除

実施施策 11 地域に残された身近な緑の継承**■保存樹木・樹林・生垣の指定**

高さ10m以上、幹周1.0m以上又は株立ちした樹高が3m以上で樹容が優れている樹木については、樹木所有者の理解と協力を得ながら、「保存樹木」として維持及び指定拡大に努めます。また、市街地において貴重な緑である概ね300㎡以上の社寺林等については、所有者の理解と協力を得ながら、「保存樹林」として維持及び指定拡大に努めます。さらに、市街地にあって優れた形状の生垣は、身近なまちの景観を向上させる効果的な自然的環境資源であるため、今後も所有者の理解と協力を得ながら、「保存生垣」の維持及び指定拡大に努めます。

■まちの樹の保全

まちの中で、目印となり、待ち合わせ場所としても市民に親しまれている樹木や名木、古木、伝承のある樹木及び景観的に重要な樹木など、まちのシンボルとなっている樹木を「まちの樹」として指定しています。今後も所有者の理解と協力を得ながら、樹木の保全に努めます。

実施施策 12 開発事業等における樹林地の保全、回復及び創出**■自然的環境保全配慮書に関する助言指導の推進**

本市では、一定規模以上の建築行為及び開発行為を行う事業者に対して、自然的環境保全配慮書の提出を義務付けています。配慮書は、事業者が対象事業区域内の自然的環境を把握し、その保全、回復及び創出に関する考え方を示すものであり、配慮書の提出にあたっては、「緑地保全カルテ」を活用しながら、保全、回復及び創出について事業者への助言、指導に努めます。

実施施策 13 保全された樹林地の適切な管理と持続的な取組

■保全管理計画の作成及び適切な運用

「特別緑地保全地区」や「緑の保全地域」などの制度により保全された樹林地を、良好な里地・里山環境として維持、再生していくためには、樹林地の将来像を設定し、それに向けた管理を持続的に進める必要があります。こうしたことから、地域住民、民間企業及び教育機関等との協働により「保全管理計画」を作成し、保全された樹林地の再生と育成を推進します。また、作成した保全管理計画については、その管理実態に鑑み見直しを行うなど、適切な運用に努めます。

■緑地環境の健全性確保

保全された樹林地において、斜面安定処理や老朽化施設の補修・更新等による樹林地の安全性を確保するとともに、里山風景の維持や生物多様性の確保に向けた樹木等の整理・更新に努めます。



(斜面緑地の安全対策)

本市では都市部の貴重な「緑」を、特別緑地保全地区に指定して保全しています。

特別緑地保全地区内には、樹林地、谷戸や池などの自然地形があり、その多くは斜面上に存在しています。そして、昨今のゲリラ豪雨などによって崖崩れなどのリスクが高まっているため、樹林地等における斜面の安全対策は必要不可欠です。しかしながら、安全対策のために樹木を伐採しコンクリートで固めてしまえば、本来の「緑」を保全するという目的は果たせません。

そこで本市では、在来工法である「コンクリート法枠工法」にこだわらず、既存の樹木を伐採することなく、できる限り自然環境と景観の保護・保全を図りながら斜面を安定化させる「自然斜面補強土工法」を検討し、適用可能な斜面に実施しています。

今後も本市では、保全した「緑」をできるだけ破壊することがないように斜面の安全対策を実施し、市民の憩いの場や活動の場として安全な利活用を促進します。



法枠工法



自然斜面補強土工法

実施施策 14 緑と調和した都市景観の形成

■緑を活かした良好な街並みづくりの支援

市全域を指定している景観計画区域、広域拠点などを指定する景観計画特定地区及び市民の主体的な景観づくりを進める都市景観形成地区においては、景観形成に併せて緑化の誘導を進めます。また、景観計画特定地区の指定拡大や新たな都市景観形成地区の指定を進めるとともに、都市景観形成地区における地域住民による協議会との調整及び意識の共有により、良好な街並みづくりの支援を図ります。

■景観資源としての樹木の保存

樹木等を重要な景観資源として捉え、その大切さを積極的に発信することで市民の理解と協力を得ながら、良好な景観の形成を進めます。また、保存樹木の制度等と連携しながら景観重要樹木の指定を検討します。

実施施策 15 多摩川緑地施設の利便性向上

約30kmにわたって市域に接する多摩川において、その広大で特色のある環境を活かし、スポーツ・レジャー・憩いなどの機能を総合的に満たす環境づくりを推進します。



図 3-29 サイクリングコースの充実

■多摩川における施設整備の推進

野球場やサッカー場等の運動施設及びレクリエーションに関する施設の再配置・再整備等を進め、河川敷の有効な活用と利便性の向上を図る取組を進めます。また、広域的なレクリエーション空間として親しまれるサイクリングコースについては、生田緑地や等々力緑地などの観光資源との回遊性を視野に入れながら、近隣都市とも連携を図り、サイクリングコースの延伸等の取組を推進し、活用を図ります。

■民間活力による多摩川のポテンシャルの活用促進

町会、商店会及び民間企業など沿川地域の多様な主体と連携し、多摩川の持つポテンシャルを最大限発揮していくことで、さまざまな面から水と緑を楽しむことのできるレクリエーションの拠点として、付加価値の高い河川空間の創出に努めます。

緑の取組コラム

【多摩川サイクリングコースの整備】

平成30（2018）年3月現在、多摩区布田橋から稲城市までのサイクリングコースの未接続区間において、接続に向けた延伸整備を行っています。また、幸区多摩川大橋から川崎区川崎河港水門までの未接続区間については、堤防整備や護岸整備により新たにできる天端（堤防の上部）等を活用し、延伸整備を行う予定としています。

その他、通行マナーを周知するための路面標示や既存コースの拡幅など、利用者の安全性の向上に向けた整備も行っています。

これらサイクリングコースの整備と併せ、多摩川の風景や桜並木、そして歴史的資源等を見て、感じてもらうとともに、市内はもとより流域の名所を回遊できるよう、更に誰もが安全に多摩川を楽しめるよう、多摩川の魅力向上に向けた取組を推進しています。



実施施策 16 多摩川緑地の適切な管理と持続的な取組

■多摩川緑地の維持管理の充実

多摩川では、河川管理者である国や関係機関と調整しながら、多摩川緑地、サイクリングコース及びマラソンコース等の維持管理を行っています。今後は、市民から求められている維持管理水準の向上を図るとともに、多摩川水系河川整備計画に沿い、自然環境と調和させながら、河川敷の有効な活用と利便性の向上を図る取組を進めます。

■都市景観と調和した河原風景の保全

多摩川景観形成ガイドラインや殿町3丁目地区まちづくりガイドラインによる景観の誘導、並びに稲田堤、二ヶ領用水、等々力、大師橋及び殿町周辺地区などの桜並木の保全・再生を進め、河原風景の保全を図ります。また、多摩川美化活動を推進します。

緑の取組コラム

【二ヶ領せせらぎ館・

大師河原水防センター】

平成11（1999）年に開館した二ヶ領せせらぎ館は、国土交通省京浜河川事務所が管理する二ヶ領宿河原堰管理所の一部で、本市とNPOが協働で管理運営している施設です。主な事業は、環境学習の開催、多摩川の魚などの水槽展示、歴史・文化等の企画展示、情報誌の発行及びHPによる情報発信などです。

平成20（2008）年に開館した大師河原水防センターは、多摩川の氾濫による被害に対して応急復旧活動を行う拠点として設置され、本市とNPOが協働で管理運営している施設です。主な事業は、環境学習の開催、多摩川の魚やカニの水槽展示、エコクラフト等の工作、情報誌の発行及びHPによる情報発信などです。



二ヶ領せせらぎ館



大師河原水防センター

実施施策 17 公園緑地の防災機能整備推進

緑とオープンスペースは、震災などの自然災害の発生時の火災延焼防止、避難地・避難路や防災活動拠点として、都市の防災上重要な役割を果たしています。こうしたことから、市民生活の安全を守る上で必要な、都市公園その他の緑の防災・減災機能の向上を図ります。



図 3-30 防災機能を必要とする主要な公園等

■大規模公園における防災機能の強化

大規模公園は、災害発生時に物資供給及び救援活動の拠点となり、そのための防災機能を備えている必要があります。よって、富士見公園、等々力緑地及び生田緑地における都市災害対策の強化に向けた整備を推進します。

■帰宅困難者対策に資する公園機能の向上

今後予想される震災においては、帰宅困難者対策が喫緊の課題となっていることから、幹線道路に近接する公園については、市民等の避難、帰宅の誘導及び移動の円滑化の推進など、防災に配慮した施設整備を推進します。

■身近な公園における防災機能の検証

身近な公園において発災時に必要となる機能の検証を行い、今後の各公園の整備方針に反映することで、防災機能の向上を図ります。

■防災に資する緑のネットワークの形成

街路樹等の植栽について、樹形管理や交通障害対策等の適切な維持管理及び更新時の樹種の変更により、植栽の健全性を高めることで、倒伏防止や耐火性の向上といった防災力の確保に努めます。

実施施策 18 地域特性に応じた特色のある公園緑地の整備推進

■大規模公園等の整備推進

総合公園・地区公園等の市を代表する公園については、自然環境を活かしながら、レクリエーション機能や文化交流機能などを確保するための整備を推進します。

■霊園の整備推進

市営霊園の安定した墓所供給及び適切な管理運営に努めます。

表 3-13 主な公園の整備方針

公園名称	整備方針
富士見公園	○都市計画決定面積 約 17.0ha ○整備方針 民間活力の導入による賑わい空間の創出を目指し、「富士見公園整備基本計画」を策定します。この計画に基づき、スポーツ施設の充実、多目的利用に供する広場や東西プロムナードの整備、公園全体の魅力向上に資する管理運営手法の構築など、さまざまな利用者ニーズを満たす取組を、民間活力の導入も視野に入れながら進めます。
等々力緑地	○都市計画決定面積 約 56.4ha ○整備方針 緑地内の緑と水、安全・安心の場、動線の再整備、緑地へのアクセス改善など、緑地全体の再整備の方向性を示すとともに、陸上競技場や硬式野球場をはじめとした主要施設の整備の方向性と配置、整備手順・スケジュールについてとりまとめた「等々力緑地再編整備実施計画」に基づき、整備を推進します。 また、公園全体の魅力向上に資する管理運営方法の構築など、さまざまな利用者ニーズを満たす取組を、民間活力の導入も視野に入れながら進めます。
生田緑地	○都市計画決定面積 約 179.3ha ○整備方針 「生田緑地ビジョン」に基づき、自然環境を活かした総合公園として整備を進めます。 また、向ヶ丘遊園跡地については、小田急電鉄株式会社と連携しながら、跡地の貴重な緑の保全や生田緑地全体の魅力向上に資する賑わいや憩いの空間の創出を進め、必要となる都市計画の変更などについて検討していきます。
菅生緑地	○都市計画決定面積 約 13.4ha ○整備方針 緑地の回遊性確保が期待できる東西地区の結節点部分について、用地の取得に努めます。

公園名称	整備方針
稲田公園	○都市計画決定面積 約 4.3ha ○整備方針 多摩川との連携や、民間活力の導入を視野に入れた「稲田公園整備基本計画」を策定します。この計画に基づき、公園施設の有効活用や多摩川との一体的利用といった具体的整備内容の検討を進めます。
緑ヶ丘霊園	○都市計画決定面積 約 59.0ha ○整備方針 市民のニーズを踏まえ、有縁合葬型墓所や小区画一般墓所の整備を進めます。旧霊堂については、老朽化の進行等への対応が必要となっていることから、規模や機能、利用形態等を検討します。 また、緑ヶ丘霊園は貴重な自然環境を有する緑の拠点であり、市民の憩い・自然観察の場となっていることから、自然環境の保全を行うとともに、散策路整備や案内表示、水飲み場などの便益施設の充実に向けて検討を進めます。
早野聖地公園	○都市計画決定面積 約 48.6ha ○整備方針 壁面型墓所の整備完了後は、限られた敷地で高い墓所需要に対応するため、次期整備区域においては、従来の墓所よりもさらに小区画な新形式墓所の整備、及び静かな雰囲気を持ちつつも市民に開かれた場所とするため、公園エリアの整備を行います。 また、園内の7つのため池や自然豊かな樹林、埋蔵文化財の包蔵地等という、早野独自の環境資源を活かした周遊散策路や水辺環境の整備等について検討します。
夢見ヶ崎公園	○都市計画決定面積 約 9.6ha ○整備方針 老朽化した飼育展示施設が多くなってきていることから、計画的な修繕や整備に向けた検討及び施設更新に合わせた展示の工夫などについて検討を行います。また、民間活力の導入を視野に入れ、飲食など、各種サービスの機能の充実にについても検討を行い、利便性の向上を図ります。 さらに、動物公園を支えるサポーター制度の充実や人材育成、多様な主体と連携した取組及び持続可能なマネジメントの仕組みの検討・取組を進め、動物公園の魅力向上を図ります。

■港湾緑地の整備推進

「川崎港緑化基本計画」に基づき、港ならではの環境を活かした港湾緑地や親水空間の整備を進めます。

■地域特性・個性に応じた公園の整備推進

老朽化の進んだ公園や、魅力の増進が求められる公園については、地域の特性に合わせて、地域包括ケア、ユニバーサルデザイン及び地域の賑わいなどの視点を念頭に置いた、特色を活かした公園の整備を推進します。

■都市計画公園のあり方の検討

都市計画施設として都市計画決定されている一部の公園には、計画区域や地域課題の変化などにより、長期にわたって事業の着手に至っていないものが存在します。そして、こうした計画区域内の関係者に対しては、長期間に及ぶ私権の制限を課している状況となっています。こうしたことから、長期未整備公園の対応方針の見直しを含め、都市計画施設としての公園の方向性を検討します。

実施策 19 身近な公園の整備推進

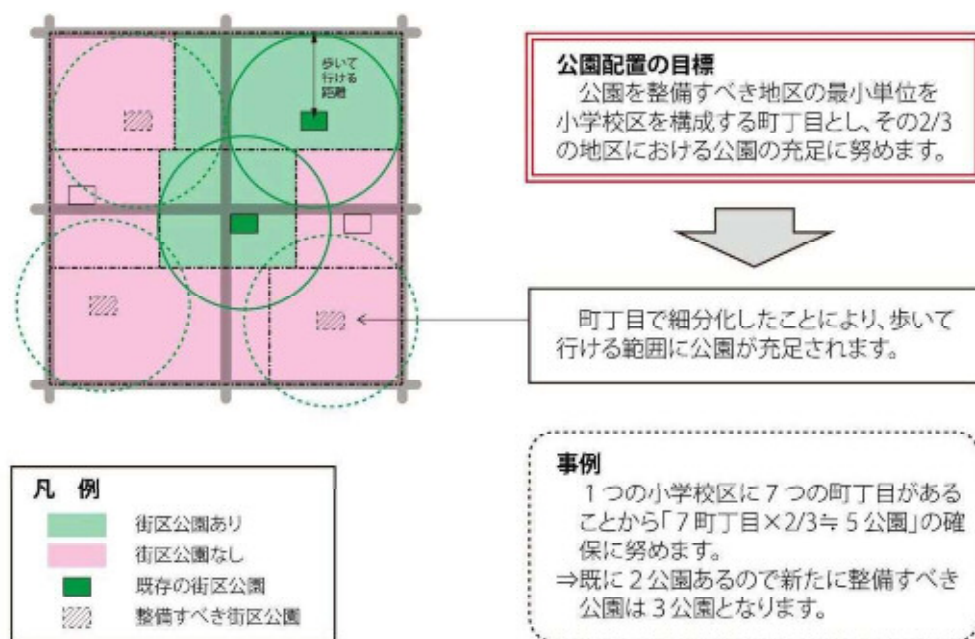


図 3-31 街区公園の配置計画の考え方（事例図）

■歩いて行ける身近な公園の整備推進

少子高齢社会に対応するため、子どもやお年寄りでも歩いていける範囲に公園が確保されることは、生活空間にゆとりをもたらすだけでなく、災害時における一時避難場所としての機能を期待することができます。こうしたことから、近隣の公園の設置状況を勘案しながら、寄付や公有地の活用、借地公園制度を活用するとともに、都市部におけるオープンスペースの多面的利用や、市民緑地認定制度等の活用を検討し、身近な公園の整備に努めます。

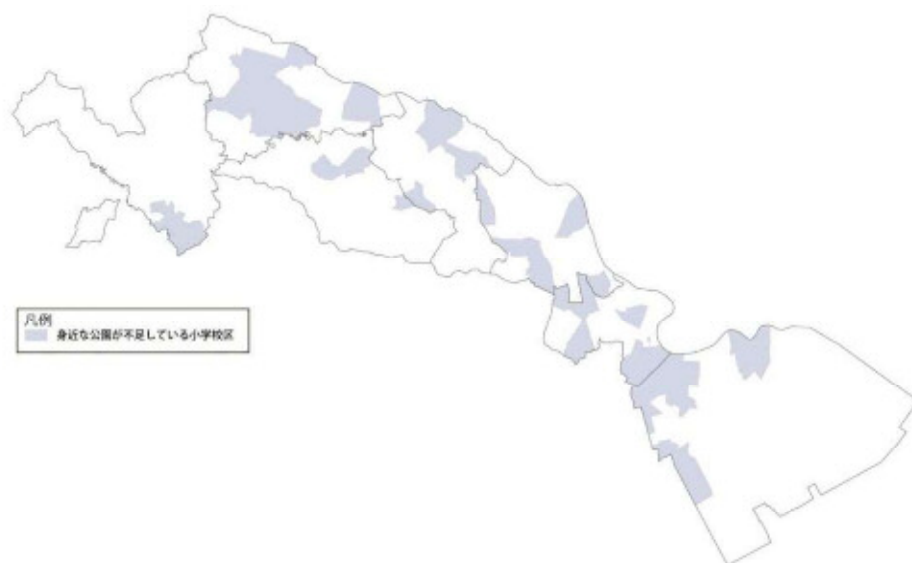


図 3-32 身近な公園が不足している小学校区

実施施策20 安全安心な公園緑地づくりに向けた管理と機能の充実

更新時期を迎える公園施設について、安全確保と機能保全を図るとともに、維持管理費の縮減や平準化を図ります。

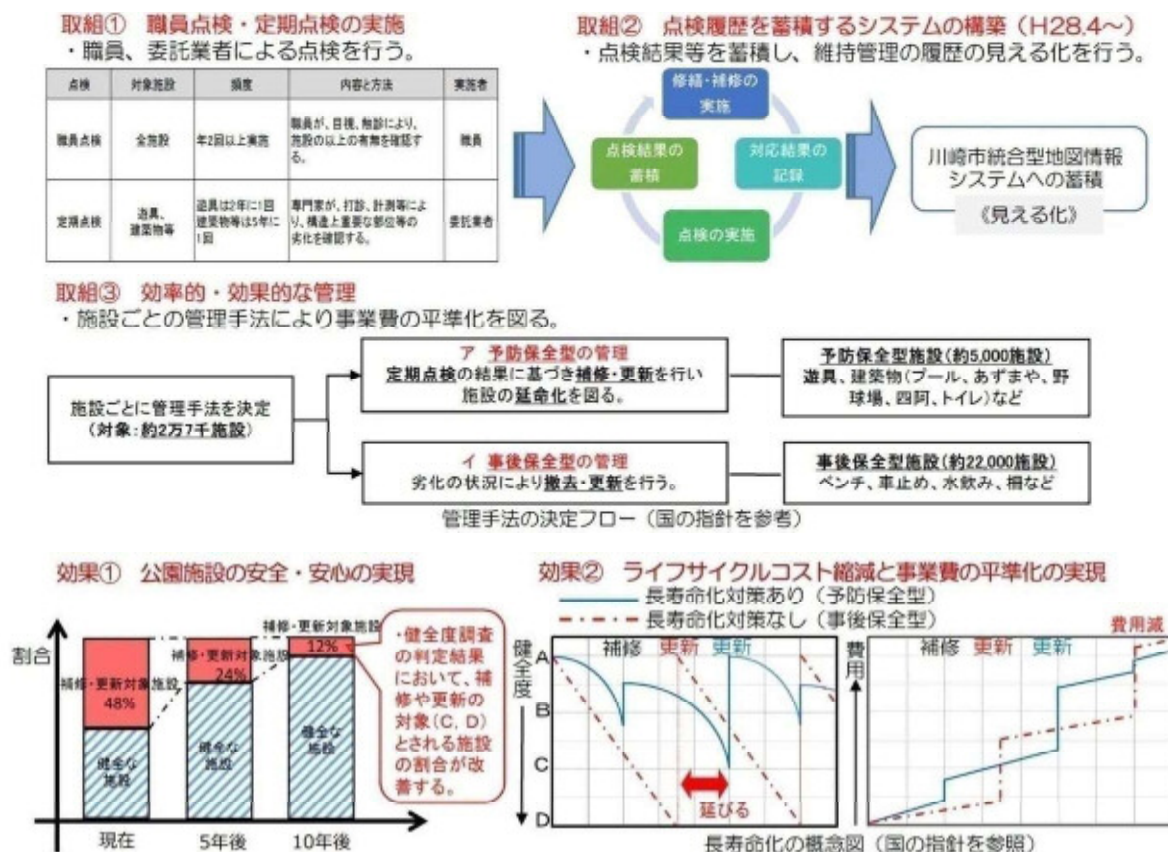


図 3-33 公園施設の適切な維持管理に向けた取組

■公園の維持管理の充実

公園の安全性・利便性の向上を図るため、公園施設や設備の長寿命化に向けた計画的な整備及び維持補修、並びに適切な植栽の管理など、維持管理の取組を進めます。

■公園内有料施設の適正管理

公園内の有料施設について、適切な維持管理の推進や、利用者ニーズに合った供用時間等の見直しの検討を進めることにより、公園の魅力の充実を図ります。

■公園の機能回復

公園におけるホームレスの滞留や、不法占拠物件の存在は、公園管理上、好ましい状況とは言いがたいものです。こうしたことから、今後も引き続き関係する団体、地域住民等との連携により、ホームレスや不法占拠への対策を図り、快適な園内環境を目指します。

■市民活動による緑の資源活用

公園緑地等において、管理運営協議会等における落ち葉堆肥作りなど、緑を資源に活用する活動を促進します。

緑の取組コラム

【生田緑地初山地区】

生田緑地の初山地区は、里地里山の原風景が残る貴重な地区であり、その景観を将来に残すため、地域住民の方々の意見等を取り入れながら整備計画を策定しました。平成25（2013）年から工事を行い、平成29（2017）年3月に整備が完了しました。

在来の植物・昆虫が入り込みやすいように、流れの川床を土で覆い自然に仕上げたせせらぎや、周遊散策・里山体験時に休息できる開放的な芝生広場、そして、初山に残る生活の場としての「農」を体験できる施設等を整備するなど、昭和63（1988）年に整備した「おもい出のうたのこみち」や平成2（1990）年に整備した「水生植物観賞地」に加え、周囲の里山風景と一体となるような景観づくりを意識しています。



実施施策 21 多面的な機能を有する都市農地の保全・活用

■農地の保全

多様な主体との連携等により、遊休農地の解消及び発生防止に係る啓発活動、並びに農地の貸し手・借り手のマッチングなど、農地等の利用の最適化を推進します。

稠密な市街地が形成される本市では、より小規模な農地等についても、災害時の避難場所や、生活の中で身近に緑に触れ合える場等として緑地機能を発揮していることから、生産緑地法に基づき、面積要件の緩和や指定基準を見直すとともに、生産緑地の買取り申出が可能となる始期を延期する特定生産緑地制度を活用し、より多くの農地の確保に努めます。

また、生産緑地における直売所等の設置を進めるなど農業経営力の向上を図り、農業継続支援を進めます。

こうした取組を通じ、環境、防災、教育及び文化等の多面的機能を有する都市農地の維持・保全に努めます。

■農地の活用

一時避難場所等として活用できる市民防災農地の登録のほか、体験型農園の普及、ホームページでの情報発信によるグリーン・ツーリズムの推進及び大型農産物直売所「セレサモス」と連携した都市農業の振興等、農に親しみたい市民のニーズに応えた多面的な農地の活用を図ります。

実施施策 22 持続的な営農に向けた「農」への参加と理解の促進

■「農」とふれあう機会の創出

市民農園の管理運営、体験型農園や市民ファーマーミング農園の普及・運営の支援等、農業者との連携による取組をはじめ、学校等との連携による食農教育、花と緑の市民フェアの開催、地産地消のイベント及び料理教室等、市民が「農」とふれあう場作りを推進します。

■「農」の担い手の育成

農に参加し、支えようとする市民を、農地の保全に向けた大切なサポーターとして捉え、援農ボランティア等の育成を進めます。従来型の市民農園から利用者組合が管理運営を行う地域交流農園への移行、及び生産者や経験の浅い農業者に向けた講習会の実施等を図ります。また、国の方針に基づき、生産性との調和などに留意しつつ、環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業である「環境保全型農業」の普及推進に努めます。



若手農業者の指導による農業体験

実施施策 23 地球環境に配慮した緑化活動の推進

■多様な緑化活動の推進

市街地では、地表面のアスファルトによる被覆や、建築物へのコンクリート等の使用により、水分の蒸発が少なく、熱が蓄積されやすいことから、ヒートアイランド現象が発生しやすい環境下にあります。このため、ヒートアイランド現象を抑える取組として、土壌や緑化地の確保及び緑による人工物の被覆等を行うとともに、区の花・区の木を活用したイベント

の実施及び緑のカーテンの普及等、街中で実感できる緑の創出に努めます。

また、市街地の約7割を占める民有地は、緑化地を確保するための大きなポテンシャルを有していることから、地域や民間企業等による、地域独自・地域発意で行う緑化活動を促進します。



緑のカーテン講習会



緑のカーテン（中原区役所）

■緑化推進重点地区における持続的な緑化推進

緑化計画が策定されている8箇所の緑化推進重点地区においては、さまざまな主体が協働する持続的な緑の創出に向けた取組を推進します。

また、新たな土地利用の動向や、市民行動圏及び住民意識の変化など、緑を取り巻く情勢を考慮しながら、既存の緑化推進重点地区計画の改定を行い、都市拠点にふさわしい目に見える緑の創出に向けた取組を推進します。

■地域緑化推進地区認定の推進

地域緑化推進地区は、「地域の緑化をどう進めていくか、緑化された樹木等をどう管理していくか」など、地域緑化の内容や緑化した土地の管理内容等の計画案を地域住民自らが定め、その計画案を市長が認定することにより、地域住民の自主的な緑化活動を促進する地区です。

地域緑化推進地区の認定は、地域ぐるみの市民緑化活動の原動力であることから、今後もこの制度の普及・推進と、認定に伴う支援の充実を図ります。

■「川崎市緑化指針」による緑化の推進

「川崎市緑化指針」は、共同住宅・事業所・公共公益施設などの建設に伴う緑の保全、創出及び育成にあたり必要となる具体的・技術的なガイドラインとして位置づけられており、引き続き、本指針に基づき緑化を推進します。

緑の取組コラム

【地域緑化推進地区制度】

本市では、地域住民が自主的に緑化運動に取り組む地区を、地域緑化推進地区に認定しています。

認定を受けることで緑豊かなまちづくりを推進している地域としてアピールすることができます。また、市から花苗、緑化資材等の提供や緑化活動の支援を受けることができます。

平成29（2017）年4月までに24地区が認定されています。

本市では引き続き、地域緑化推進地区制度の普及促進を行い、地区の皆さんと一緒に緑化を推進していきます。



実施施策 24 緑化助成制度の普及と充実

■緑化助成制度の活用による緑化運動の促進

公益財団法人川崎市公園緑地協会が行う緑化助成制度の普及と適切な運用を進め、思い出記念樹、屋上緑化、壁面緑化及び駐車場緑化などの緑化運動を促進します。また、現行の緑化助成制度を市民ニーズに即しながら再編し、地域緑化の促進に向けた新たな助成制度の構築に取り組みます。

■川崎市緑化基金の効果的な活用

川崎市緑化基金は、民有地の緑化を進めることを目的として、昭和60（1985）年4月に設立されました。基金には、市民、民間企業及び団体等の協力により、平成29（2017）年3月末時点で24億8,718万円を積み立てており、市や公益財団法人川崎市公園緑地協会が行う緑事業の原資として、公共性の高い民有地等の緑の保全及び緑化の推進に役立てています。

基金については、これまでの実績を踏まえながら、緑の確保に向けた効果的な事業となるものを厳選し、その活用に努めていきます。

実施施策 25 生物多様性に配慮した公園緑地の整備

■公園における緑と水の空間の整備

まとまりのある緑を有する公園については、良好な都市環境の核として、緑と水の空間を整備し、環境の保全と利用を進めます。その中で、生き物の採餌場、繁殖地等となり得る緑と水を確保・創出するなど、生物多様性に配慮した整備に努めます。

実施施策 26 街路樹・グリーンベルトの充実と適正な管理

■街路樹整備による緑化推進

都市の中で歩行者やドライバーに通行の誘導や四季の変化と安らぎを与えてくれる街路樹は、うるおいのある景観を創出するとともに、緑と水のネットワークの形成、災害時の延焼遅延効果、地域の個性を活かした親しみの持てる街並み形成及び CO₂ の吸収による環境負荷軽減などの重要な役割を担っています。また、市民意識調査では、保全を希望する緑の場所として街路樹や並木の緑が最も高い評価を受けています。今後も引き続き、都市計画道路などの整備に併せながら街路樹、グリーンベルト及びグリーンポケットの拡充に努めます。

■街路樹の適正管理

街路樹はまちの顔を印象づけるだけでなく、市民に一番身近な緑のインフラであることから、その効果的な管理や健全性の確保を進めるため、「川崎市街路樹管理計画」に基づき、道路における安全性を保つための適切な剪定・除草等のもとより、街路樹の樹木診断や地域環境に応じた樹木更新・撤去を実施します。

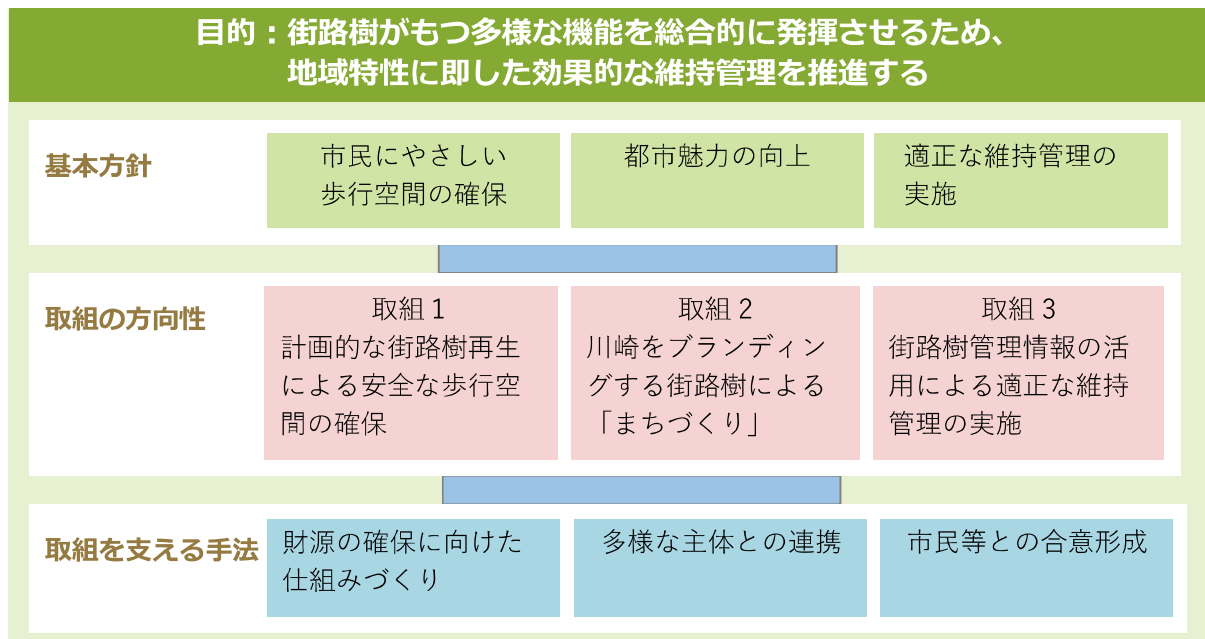


図 3-34 川崎市街路樹管理計画の概念図

実施施策 27 河川等の水辺地の保全

■河川環境の保全・整備

市管理の渋川や平瀬川支川などの河川の改修機会を捉え、地域の実状に即しながら、水を楽しめる親水空間及び多様な生態系を育む水辺空間の整備など、その個性を活かした川づくりに努めます。良好な自然環境が残る河川については、その状態を極力維持し、保全への配慮に努めます。また、治水を主とした整備を行う場合も、生態系に配慮した工法の検討を行います。さらに、水辺環境の保全に向け、市民協働による適切な維持管理に努めます。

■水環境の保全

水環境の保全に向け、公共用水域の水質、生物等に関する調査を実施するとともに、地域から水環境保全活動を高めていくための普及啓発に努めます。また、健全な水循環の確保に努め、市で整備した湧水地について調査や維持管理を行います。

緑の取組コラム

【河川的环境整備】

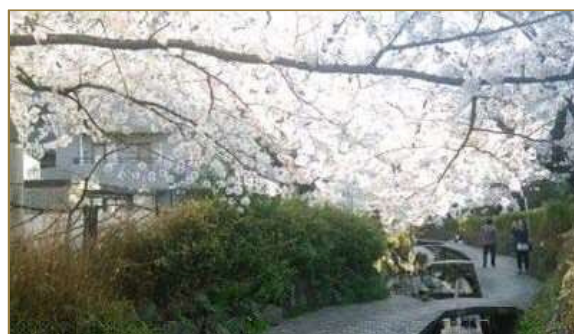
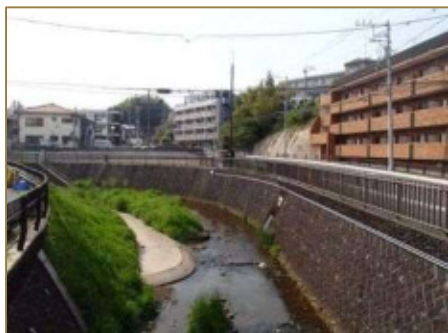
市内を流れる河川は、都市部において自然の存在する貴重なオープンスペースであり、さらにはまちの景観においても重要な要素です。本市では、環境に配慮した都市景観の形成や賑わいと潤いのあるまちづくりの一環として、二ヶ領用水をはじめ、水辺に親しめる環境整備を行っています。

中原区役所付近で二ヶ領用水から分流する全長約2.4kmの普通河川渋川では、沿川の町内会や商店会等と連携を図りながら、親水性や生物多様性に配慮した環境整備を進めています。



また、一級河川平瀬川支川では、整備の計画段階から住民の方々に参加いただき、生息する多様な動植物を十分に考慮しながら、地域の人々に散策の場として親しまれるような景観の創出を目指すなど、多自然川づくりを基本とした整備を行っています。

今後も、良好な都市景観や多様な生物が生息できる空間を形成するとともに、身近に水と緑を感じ市民に親しまれる河川の環境整備を目指します。



実施施策 28 公共空間の緑化推進**■庁舎・学校等の公共空間の緑化推進**

庁舎をはじめとした公共施設は、市民が日常的に接する施設であるとともに、街並み形成や市民交流の拠点として重要な役割を果たしています。こうした市民に最も身近な公共施設の緑化を推進することは、利用する市民の心を和ませるとともに、緑のネットワークの拠点となるための大切な取組です。今後も行政自らが地域の緑化の先導役として、庁舎建替えに伴う緑化の推進や学校への緑のカーテンの設置など、機会あるごとに緑を増やす取組を進めます。また、公的住宅の建設や建替え時期に併せ、敷地内緑化の充実に努めます。

■公益的施設の緑化推進

ショッピングモールや駅などの公益的施設は多くの市民が集まる場所であり、公共施設と同様に、街並み形成や市民交流の核として重要な役割を果たしています。こうしたことから、今後も、商店会や鉄道事業者など、地域の民間企業への緑化制度の普及啓発を図りながら、地域緑化の促進に努めます。

実施施策 29 事業所による緑化の促進**■みどりの事業所の推進**

事業所が集積する本市にとって、事業所敷地に創出された緑は地域緑化の推進に大きな役割を果たしています。本市は、緑化面積にかかわらず、事業所との「川崎市みどりの事業所の推進に関する協定」の締結を進めており、今後も協定の締結拡大に努めます。また、事業所緑化を促進させることを目的に「川崎市みどりの事業所推進協議会」を設置しており、今後も協議会の加盟拡大に努めます。

■川崎市特定工場緑地整備基本方針に基づく緑化の誘導

工場立地法に定める一定規模以上の工場（特定工場）については、生産施設の新設、増設及び建替え時等に緑地を整備する必要があるため、「川崎市特定工場緑地整備基本方針」の適切な運用により、設備更新と段階的な工場緑化を誘導するとともに、工場と周辺地域の生活環境に応じた緑地の効果的な配置の誘導に努めます。

また、臨海部においては「臨海部ビジョン」に示す将来像の実現に向けて、臨海部全体で設備投資及び設備更新と効果的な緑地の創出を両立できる仕組みの導入について検討します。